必ず収集日当日の午前８時まで（できるだけ８時に近い時間）に出してください。

１度の収集で出せる量は「ごみの種類ごとに５袋」までです。

お問い合せ
士別市朝日支所
☎ 28−2121
FAX 28−3678

令和6年度ごみ収集カレンダー

朝日市街地区

糸魚自治会(旧２区)・第３自治会
朝日中央自治会・あさひ自治会
みずほ自治会(旧６区)

●一般ごみ

●印の区分ごとに分別して出してください。

・指定袋（乳白色）に入れて出してください。

●一般ごみ
生ごみ・衛生ごみ・粗大ごみ
リサイクルごみ以外のごみです。

・透明か半透明の袋に入れて出してください。

●小型電気製品（粗大ごみ以外）
・アイロン・ドライヤー・ひげそりなど

●有害ごみ
・充電式電池・乾電池・蛍光灯・電球など

●危険ごみ
・使い捨てライター・卓上ガスボンベ
電子式たばこ・スプレー式容器など
※中身は使い切ってから出してください。

●廃食用油
・中身が漏れない容器に入れて出してください。

▲その他プラスチック

▲印の区分ごとに分別して出してください。

・指定袋（オレンジ色）に入れて出してください。

▲その他プラスチック プラ
洗って出してください。

・透明か半透明の袋に入れて出してください。

▲白色トレイ（両面が白色）
・洗って乾燥してから出してください。

▲発泡スチロール
・袋に入れるか、ひもで縛って出してください。

▼容器（缶・びん）

▼印の区分ごとに分別して出してください。

・透明か半透明の袋に入れて出してください。
・水洗いし、フタ・キャップ等は識別マークに従い出してください。

▼缶 アルミ スチール

缶のフタは一般ごみです。

▼びん

△容器（ペット・びん）

△印の区分ごとに分別して出してください。

・水洗いし、フタ・キャップ等は識別マークに従い出してください。
・透明か半透明の袋に入れて出してください。

△ペットボトル 1 PET
キャップはその他プラスチックです。

△びん

★粗大ごみ

事前の申込みが必要です。

★家電製品・家具類などの大型ごみ

申込みは収集日の
一週間前で締め切ります。
（☆印が締切日です）

・申込みは６品までです。
・申し込まれた以外のごみは収集しません。

士別市朝日支所
（☎28−2121）
まで事前にご連絡ください。

下記の家電製品は市では収集できません。
（家電販売店等にお問い合わせください）

・テレビ　・冷蔵庫
・洗濯機　・エアコン
・冷凍庫　・パソコン
・衣類乾燥機

■剪定枝

ひもで束ねるか、細かい枝は透明か半透明の袋に入れて出してください。

・太さ20cm未満で長さ60cm未満に切りそろえ、ひもで束ねて出してください。
・針金などの硬いものでは、束ねないでください。
・一度に出す量は５束までです。
・ひと束は一人が抱えられる程度にまとめてください。

剪定枝として収集できるもの
・個人の庭から出る剪定枝
※葉がついているものでも大丈夫です。

剪定枝として収集できないもの
・木の根や株（粗大ごみ）
・落ち葉（一般ごみ）
・ブドウやバラなどのつる（一般ごみ）
※堅い木や角材などは粗大ごみになります。

※道路敷地などの公共用地から出された刈り草・街路樹などの落ち葉は、事前に環境センターへ連絡し、透明か半透明の袋に入れて出してください。

◎紙類

◎印の区分ごとにひもで束ねるか、紙袋で出してください。

識別マークに従い出してください。

○紙製容器包装 紙
○新聞紙
○雑誌
○雑紙

・チラシ、リーフレット、封筒

★紙パック・ダンボール

★印の区分ごとにひもで束ねるか、紙袋で出してください。

★紙パック 紙パック

水洗いしたあと開いて乾燥させひもで束ねるか、袋に入れて出してください。

★段ボール
ダンボールはリサイクル

◆生ごみ

印の区分ごとに分別して出してください。

・指定袋（黄色）に入れて出して下さい。

◆生ごみ
水分をよく切ってから出して下さい。

✚衛生ごみ

印の区分ごとに分別して出してください。

・指定袋（青色）に入れて出して下さい。

✚衛生ごみ
・紙おむつや生理用品
・猫砂やペットシート
・ペット以外の小動物の死骸

市で収集しないごみ

一時多量ごみ	引っ越しや草刈、庭木の剪定(せんてい)などに出る一時多量のごみ。	自ら環境センターに搬入するか、許可業者に処理を依頼してください。
処理困難なごみ	ガスボンベ・消火器・タイヤ・残土・コンクリート・ブロック・レンガ・廃油・車のパーツ・石膏ボード・バッテリー・農薬・毒物・陶器製シャンプードレッサー・便器一式・ピアノ・オルガン(足踏み式)・モニター・浴槽・風呂釜・ボイラー 等	販売店に処理を依頼するか、自ら適正処理施設に搬入してください。

ー その 他 ー

◆農薬などのガラス容器・プラスチック容器については、販売店にご相談ください。
◆ごみ処理施設以外の場所に投棄したり、埋めたりするのは法律で禁じられています。自分の土地に埋めるのも違反です。
ただし、生ごみを堆肥にする目的で畑などに入れることは適法です。

スマートフォン用生活情報アプリ『しべつ暮らしナビ』

ごみの情報（カレンダー・分別辞典ほか）など、生活に必要な情報をまとめてお届け！
＼ ダウンロードはこちらから ／

GET IT ON Google Play　Download on the App Store

古着回収ボックス設置場所

■士別市生涯学習情報センター（いぶき）
■士別市いきいき健康センター
■士別市朝日支所裏
■士別市各出張所
■士別市役所正面玄関
■士別市環境センター
■士別市保健福祉センター
■西條士別店
■スーパーアークス士別店

廃食用油回収ボックス設置場所

■士別市役所正面玄関
■士別市各出張所

士別市廃棄物収集車両ステーション（旧士別市卸売市場）

■住所　士別市西5条12丁目
古着および紙類を持ち込むことができます。
（10:00〜15:00に限る
土曜・日曜・祝祭日　12月29日から1月3日を除く日）

士 別 市 環 境 セ ン タ ー

■住　　所　士別市西士別町2549番地４
■開 場 日　土曜・日曜・祝祭日を除く日
■受入時間　午前９時〜午後４時30分
■分別されていないごみは受入れできません。
■飛散防止のためのネットやシートをかけていない車両での搬入は受入れできません。
（ただし、飛散のおそれのない家具・家電製品などの場合は、ロープがけによる搬入を認めます。）
※直接搬入ごみは有料になります。

●一般ごみ　▲プラスチック　◆生ごみ　✚衛生ごみ　▼容器（缶・びん）　△容器（ペット・びん）
★粗大ごみ（★収集日、☆申込締切）　■剪定枝　◎紙類　★紙パック・段ボール

レジ袋タイプのごみ袋は使用できません。

6年 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1 ●▲	2 ◆✚	3 ★	4 △	5 ◆✚	6
7	8 ●▲	9 ◆✚	10 ◎	11 ▼	12 ◆✚	13
14	15 ●▲	16 ◆✚	17	18 △	19 ◆✚	20
21	22 ●▲	23 ◆✚	24 ■	25 ▼	26 ◆✚	27
28	29	30 ◆✚				

6年 5月

固定資産税・都市計画税　１期
軽自動車税　全期

日	月	火	水	木	金	土
			1 ●▲	2 △	3	4
5	6	7 ◆✚●	8 ★	9 ▼	10 ◆✚▲	11
12	13 ●▲	14 ◆✚	15 ◎ ☆	16 △	17 ◆✚	18
19	20 ●▲	21 ◆✚	22 ★	23 ▼	24 ◆✚	25
26	27 ●▲	28 ◆✚	29 ■	30 △	31 ◆✚	

6年 6月

市・道民税　１期

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ●▲	4 ◆✚	5 ★	6 ▼	7 ◆✚	8
9	10 ●▲	11 ◆✚	12 ◎	13 △	14 ◆✚	15
16	17 ●▲	18 ◆✚	19	20 ▼	21 ◆✚	22
23／30	24 ●▲	25 ◆✚	26 ■	27 △	28 ◆✚	29

6年 7月

固定資産税・都市計画税　２期
国民健康保険税　１期

日	月	火	水	木	金	土
	1 ●▲	2 ◆✚	3 ★	4 ▼	5 ◆✚	6
7	8 ●▲	9 ◆✚	10 ◎	11 △	12 ◆✚	13
14	15	16 ◆✚	17 ☆ ●▲	18 ▼	19 ◆✚	20
21	22 ●▲	23 ◆✚	24 ★	25 △	26 ◆✚	27
28	29 ●▲	30 ◆✚	31 ■			

6年 8月

市・道民税　２期
国民健康保険税　２期

日	月	火	水	木	金	土
				1 ▼	2 ◆✚	3
4	5 ●▲	6 ◆✚	7 ★	8 △	9 ◆✚	10
11	12	13 ◆✚	14 ●▲	15	16 ◆✚	17
18	19 ●▲	20 ◆✚	21 ◎	22 ▼	23 ◆✚	24
25	26 ●▲	27 ◆✚	28 ■	29 △	30 ◆✚	31

6年 9月

固定資産税・都市計画税　３期
国民健康保険税　３期（農業１期）

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ●▲	3 ◆✚	4 ★	5 ▼	6 ◆✚	7
8	9 ●▲	10 ◆✚	11 ◎ ☆	12 △	13 ◆✚	14
15	16	17 ◆✚	18 ★	19 ●▲	20 ◆✚	21
22	23	24 ◆✚●	25 ■	26 ▼	27 ◆✚▲	28
29	30 ●▲					

6年10月

市・道民税　３期
国民健康保険税　４期

日	月	火	水	木	金	土
		1 ◆✚	2 ★	3 △	4 ◆✚	5
6	7 ●▲	8 ◆✚	9 ◎	10 ▼	11 ◆✚	12
13	14	15 ◆✚	16 ●▲	17 △	18 ◆✚	19
20	21 ●▲	22 ◆✚	23 ■	24 ▼	25 ◆✚	26
27	28 ●▲	29 ◆✚	30	31 △		

6年11月

固定資産税・都市計画税　４期
市・道民税（農業全期）
国民健康保険税　５期

日	月	火	水	木	金	土
					1 ◆✚	2
3	4	5 ◆✚●	6 ★	7 ▼	8 ◆✚▲	9
10	11 ●▲	12 ◆✚	13 ■	14 △	15 ◆✚	16
17	18 ●▲	19 ◆✚	20 ◎ ☆	21 ▼	22 ◆✚	23
24	25 ●▲	26 ◆✚	27 ★	28 △	29 ◆✚	30

6年12月

市・道民税　４期
国民健康保険税　６期（農業２期）

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ●▲	3 ◆✚	4 ★	5 ▼	6 ◆✚	7
8	9 ●▲	10 ◆✚	11 ◎	12 △	13 ◆✚	14
15	16 ●▲	17 ◆✚	18	19 ▼	20 ◆✚	21
22	23 ●▲	24 ◆✚	25	26 △	27 ◆✚	28
29	30	31				

7年 1月

国民健康保険税　７期

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 ●▲	7 ◆✚	8 ★	9 ▼	10 ◆✚	11
12	13	14 ◆✚	15 ●▲	16 △	17 ◆✚	18
19	20 ●▲	21 ◆✚	22 ◎ ☆	23 ▼	24 ◆✚	25
26	27 ●▲	28 ◆✚	29 ★	30 △	31 ◆✚	

7年 2月

国民健康保険税　８期

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ●▲	4 ◆✚	5 ★	6 ▼	7 ◆✚	8
9	10 ●▲	11	12 ◎	13 △	14 ◆✚	15
16	17 ●▲	18 ◆✚	19	20 ▼	21 ◆✚	22
23	24	25 ◆✚	26 ●▲	27 △	28 ◆✚	

7年 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ●▲	4 ◆✚	5 ★	6 ▼	7 ◆✚	8
9	10 ●▲	11 ◆✚	12 ◎ ☆	13 △	14 ◆✚	15
16	17 ●▲	18 ◆✚	19 ★	20	21 ◆✚	22
23／30	24 ●▲ 31 ●▲	25 ◆✚	26	27 ▼	28 ◆✚	29